

恵庭市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 3 4 号

恵庭市火災予防条例の一部を改正する条例

恵庭市火災予防条例（昭和 3 8 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
目次 第 1 章～第 3 章の 2 （略） 第 4 章～第 8 章 （略） 附則 第 1 条～第 29 条 （略） (火災に関する警報の発令中における火の使用 の制限) 第 30 条 火災に関する警報_____ が発せられた場合における火の使用について は、次の各号に定めるところによらなければな らない。 (1)～(4) （略）	目次 第 1 章～第 3 章の 2 （略） 第 3 章の 3 <u>林野火災の予防(第 30 条の 9・第 30 条の 10)</u> 第 4 章～第 8 章 （略） 附則 第 1 条～第 29 条 （略） (火災に関する警報の発令中における火の使用 の制限) 第 30 条 火災に関する警報 <u>(法第 22 条第 3 項に 規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u> が発せられた場合における火の使用について は、次の各号に定めるところによらなければな らない。 (1)～(4) （略）

現行	改正案
(5) (略) (6) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> 第 30 条の 2～第 30 条の 8 (略) 第 31 条～第 48 条の 3 (略) (屋外催しに係る防火管理) 第 48 条の 4 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに(当該指定催しを開催する日の 1	(5) <u>山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。</u> (6) (略) 第 30 条の 2～第 30 条の 8 (略) 第 3 章の 3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報) 第 30 条の 9 <u>市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> 2 <u>前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 30 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> 3 <u>市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第 30 条の 10 <u>市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 30 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> 第 31 条～第 48 条の 3 (略) (屋外催しに係る防火管理) 第 48 条の 4 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに(当該指定催しを開催する日の 1

現行	改正案
4 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後、遅滞なく)、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 51 条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6) (略) 2 (略) 第 49 条・第 50 条 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第 51 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名(法人にあっては所在地及び名称)その他必要事項を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (2)～(9) (略) 第 51 条の 2～第 56 条 (略)	4 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後、遅滞なく)、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 51 条第 1 項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6) (略) 2 (略) 第 49 条・第 50 条 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第 51 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名(法人にあっては所在地及び名称)その他必要事項を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。) (2)～(9) (略) 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。 第 51 条の 2～第 56 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

